

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 一年次報告書（令和6年6月）の概要－
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	148-155
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和6年6月）の概要 —

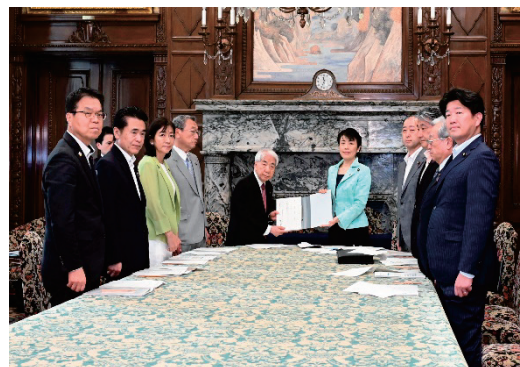
情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 審査会の任務・権限
3. 審査会の活動経過等
4. 主な指摘事項
5. おわりに

1. はじめに

令和6年6月12日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項¹に基づき、「年次報告書（令和6年6月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した。また、同月14日には、参議院本会議において審査会会長がその概要を報告した。

審査会は、行政における特定秘密²の保護に関する制度³の運用を常時監視するために設置され



（出所）参議院事務局

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始し、年次報告書の決定は今回が9回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>〉（以下、最終アクセスは全て令和6.7.10）

² 「特定秘密の保護に関する法律」（以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項において、行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であって（別表該当性）、（2）公になっていないもののうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている。

³ 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目

た常設の機関である。特定秘密を取り扱う保護措置⁴の一環として、審査会の会議は原則非公開とされ、会議録も公表されていない⁵。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会の年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されている。

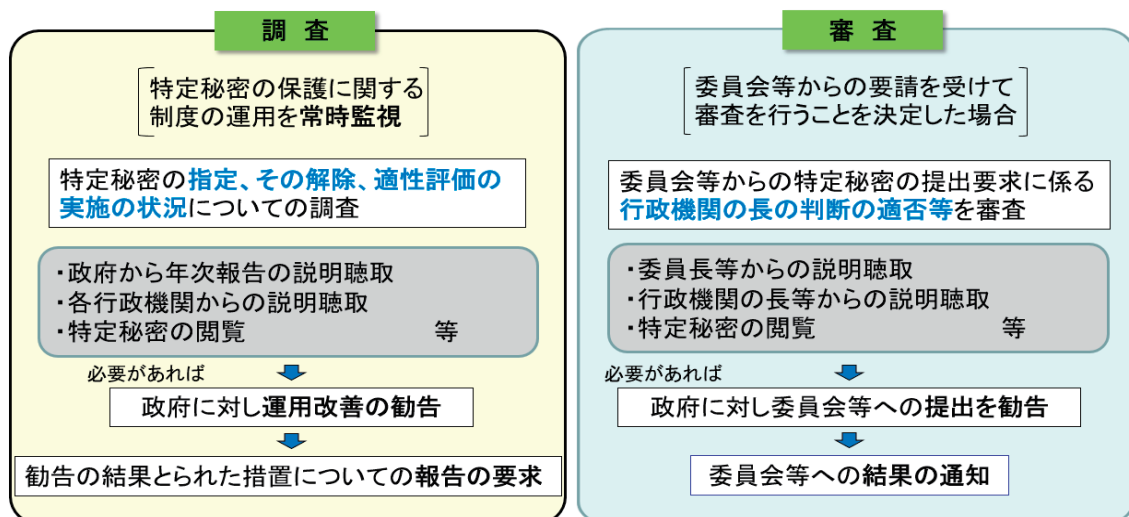
本報告書は、令和5年5月1日から令和6年5月31日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、本稿ではその概要説明を通じて、上記期間における審査会の活動経過等を紹介することとしたい。

2. 審査会の任務・権限

(1) 審査会の任務

審査会は、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての「調査」と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を任務としている⁶。

図表1 審査会の「調査」と「審査」



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

的としており、特定秘密の指定・解除、特定秘密の漏えいを防止するための適性評価、罰則、本法の適正な運用を図るためのルール等について定めている。このほか、同法の関係政令である「特定秘密の保護に関する法律施行令」（以下「特定秘密保護法施行令」という。）や、同法の統一的な運用を図るための「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）等が整備されている。

⁴ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

⁵ 審査会の会議は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で開かれる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、会長の互選や年次報告書の決定等の手続のみを行う場合は公開で開かれており、当該審査会の会議録はインターネット（国立国会図書館の国会会議録検索システム）で閲覧することができる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

⁶ 国会法第102条の13

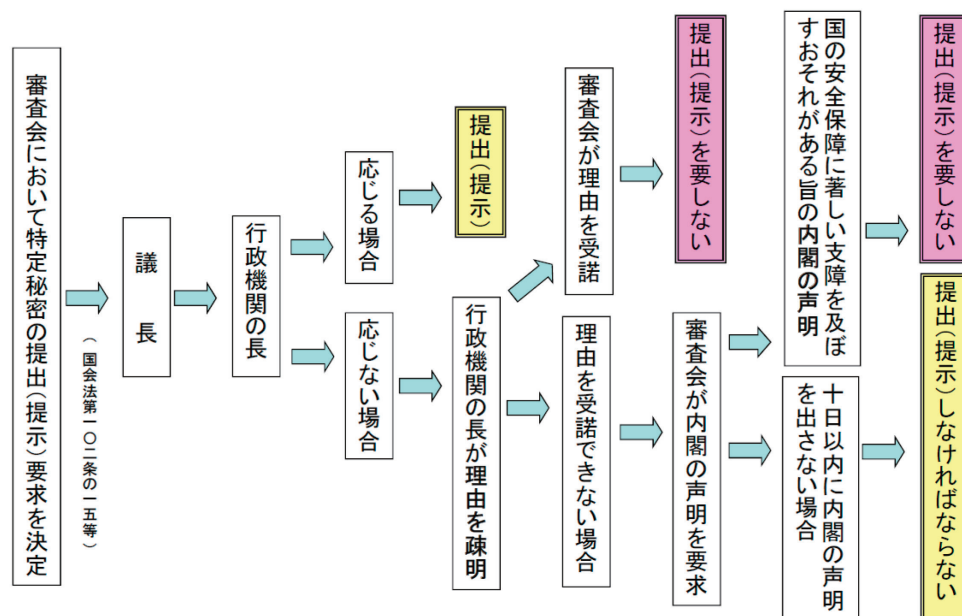
（２）審査会の権限

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明が発出された場合等を除き、その求めに応じなければならないとされている⁷。

また、審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置についての報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている⁸。

これらの特定秘密の提出又は提示の要求、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を通じて行われる⁹。

図表２ 審査会が政府に対し特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

３．審査会の活動経過等

本報告書の対象期間中、委員会等からの審査の要請等はなく、審査会は、行政における特定秘密の指定等の状況についての調査を行った。以下、各委員による質疑の概要等を含め、審査会における調査の概要を時系列に沿って紹介することとしたい。

（１）政府の年次報告等についての説明聴取・質疑

審査会は、政府が毎年提出する「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の

⁷ 国会法第102条の15第1項、第102条の17第2項等

⁸ 国会法第102条の16、第102条の17第5項

⁹ 審査会規程第20条、第21条

状況に関する報告」(以下「政府の年次報告」という。)¹⁰を踏まえ、調査を進めている¹¹。

今回の調査では、まず、令和5年11月10日に、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する高市国務大臣から、政府の年次報告(令和5年6月)について概要説明を聴取した。

次いで、11月15日には、内閣官房(内閣情報調査室)から、政府の年次報告についての補足説明¹²を聴取し、堀井内閣府副大臣及び内閣官房(内閣情報調査室)に対し質疑を行った。委員からは、海上自衛隊における元職員への特定秘密等漏えい事案(令和4年12月公表)を踏まえた関係行政機関における保全教育の実施状況、特定秘密保護法上の行政機関について追加や除外を検討する必要性等について質疑が行われた。

また同日、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監¹³から、審査会の年次報告書(令和5年6月)における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密漏えいの通報窓口についての検討状況、秘密情報の管理に関する他国の優良事例調査の活用実態、海上自衛隊における元職員への特定秘密等漏えい事案(令和4年12月公表)についての検証・監察の実施状況等について質疑が行われた。

また同日、内閣府独立公文書管理監から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁴の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」¹⁵(令和5年6月)の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について廃棄妥当と判断した理由、実地調査の対象となる行政機関の選定方法等について質疑が行われた。

(2) 防衛省における特定秘密の不適切な取扱事案等についての説明聴取・質疑

¹⁰ 政府は、毎年、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている(特定秘密保護法第19条)。

¹¹ 審査会は、政府から、特定秘密指定管理簿(特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの(特定秘密保護法施行令第3条))、特定秘密指定書等(各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定した情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成する文書)の提出を受けている。

¹² 令和4年末時点で特定秘密を指定していない行政機関のうち、令和4年中に適性評価を実施した12の行政機関(金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び環境省)における適性評価の実施の状況についての説明を含む。

¹³ 特定秘密保護法附則第9条に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に設置された。

¹⁴ 行政文書ファイル管理簿(公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。)のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう(運用基準V1(3))。

¹⁵ 内閣府独立公文書管理監(これを長とする情報保全監察室の職員を含む。)は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとされている(運用基準V5(1)オ)。

令和6年2月8日には、防衛省において特定秘密の不適切な取扱事案¹⁶が複数確認されたこと、これらの事案の報告漏れが複数発覚したことを踏まえて情報保全に係る業務手続の改善¹⁷が行われたこと、及び特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の運用改善¹⁸が行われたことを受け、防衛省（防衛政策局）から特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、特定秘密文書の誤廃棄を早期に発見する方途、特定秘密の取扱いを許可されているパソコンと許可されていないパソコンを区別するなどの再発防止策の実施状況、大臣報告が必要となる不適切な取扱事案の内容、元職員との面会等について単独で対応できる場合を現場に分かりやすく明示する必要性等について質疑が行われた。

（３）特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況についての説明聴取・質疑

2月8日及び同月13日には、令和4年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関¹⁹から、当該行政機関における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、特定秘密の指定に関し、特定秘密に指定された情報の具体的内容、指定理由の点検回数、特定秘密の指定と関係行政機関の実施する活動との関係、特定秘密文書等の活用実態、暗号に係る特定秘密の指定の考え方、特定秘密文書の増減、指定の理由に指定当初の情勢認識を記載し続けることの妥当性、特定秘密の指定をテーマではなく期間で区切る必要性、経済安全保障に係る特定秘密の指定、特定秘密を伝達する相手方の確認方法、防衛装備品の共同開発において我が国から提供された特定秘密の提供先における管理体制、適合事業者の講ずる保護措置のチェック体制等について質疑が行われた。

また、特定秘密の解除に関し、解除条件の設定を含めた指定解除の基本的な考え方、防衛装備品の耐用年数を踏まえた解除条件の設定、自衛隊の活動内容等に関する指定の解除に当たっての配慮、日本政府が特定秘密として指定する情報を外国政府が公開した場合の対応等について質疑が行われた。

¹⁶ 特定秘密文書（複製物）の誤廃棄（令和2年3月及び同年12月）、特定秘密物件（複製物）の誤廃棄（令和2年6月、令和3年4月及び同年10月）、特定秘密文書を誤って省秘の文書として複数作成、誤廃棄（令和3年3月）、特定秘密文書（複製物）の保管容器以外の場所での保管（令和4年6月）、特定秘密の取扱いが許可されていないパソコンへの特定秘密データの保存等（令和4年9月）、特定秘密を含む資料を添付したメールの送信（令和5年8月）の計9件。

¹⁷ 防衛省においては、大臣報告を必要とする特定秘密の不適切な取扱事案が明確に規定されていなかったために事案の報告漏れが複数発生したことを受け、大臣報告が必要となる不適切な取扱事案を内部規則に明記することとされた。また、事案発生から各機関等による調査の終了までの間、調査の進捗状況が十分に管理されず、調査に長期間を要した事案も存在したことを受け、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報保全委員会が調査の進捗状況を管理することにより、早期の調査終了の徹底を図ることとされた。

¹⁸ 防衛省においては、海上自衛隊における元職員への特定秘密等漏えい事案（令和4年12月公表）を受け、令和5年3月末から、全職員を対象として、元職員との面会等を制限し、複数人での対応や事後報告を義務付けるなどの再発防止措置を講じたが、日常的に元職員と接する募集・援護業務及び調達等関係業務に従事する職員や小規模な部署において活動効率が低下し、業務負担が過大となっていることが判明したため、令和6年1月から運用改善措置（情報部署以外の職員による面会報告の簡素化、面会等の複数人対応の一部合理化）を講じることとされた。

¹⁹ 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁

さらに、適性評価に関し、特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者とできない者の割合、自衛隊の各部隊において特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者の規模、地方支分部局における適性評価の実施状況、特定秘密保護制度における適性評価の調査の一元化の必要性等について質疑が行われた。

図表3 令和4年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関の指定等の件数

行政機関名	令和4年中				令和4年末時点	
	指定	指定の解除	指定の有効 期間の延長	指定の有効 期間の満了	指定	特定秘密文書 の保有
国家安全保障会議	1	0	1	0	9	0
内閣官房	6	0	7	0	108	142,424
内閣府	1	0	0	0	1	6
警察庁	4	0	3	0	49	43,207
総務省	0	0	1	0	11	58
法務省	0	0	0	0	1	3
出入国在留管理庁	0	0	0	0	1	3
公安調査庁	2	0	4	0	32	28,231
外務省	2	0	1	0	43	141,664
経済産業省	0	0	0	0	4	3
海上保安庁	1	0	3	0	23	24,381
防衛省	25	1	20	0	399	229,486
防衛装備庁	2	0	0	0	21	401
合 計	44	1	40	0	702	613,728

(注) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。

(出所) 政府の年次報告（令和5年6月）を基に参議院情報監視審査会事務局において作成

(4) 委員派遣

2月20日には、審査会における調査の一環として、公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁（東京都）への委員派遣を行った。

同庁では、特定秘密の保全体制等について説明を聴取した後、特定秘密取扱職員の執務環境を視察するとともに、特定秘密の管理に関する説明を聴取した。次いで、特定秘密の提示を受けつつ、同庁の情報収集・分析業務について説明を聴取した。

委員からは、庁内で特定秘密を取り扱う際の保全措置、同庁による情報収集活動の実態等について質疑が行われた。

(5) 海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案についての説明聴取・質疑

4月16日には、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案²⁰に関して、防衛

²⁰ 海上自衛隊における特定秘密漏えい事案は、護衛艦「いなづま」の艦長（当時）が特定秘密の情報を取り扱う資格のない隊員1名を特定秘密取扱職員に指名し、戦闘指揮所（CIC）において特定秘密の情報を取り

省（防衛政策局）から特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、特定秘密に関する教育を徹底する必要性、特定秘密漏えい事案発生時に二次漏えいを防止するためにとるべき保全措置について対処手順を徹底する必要性、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名できないようなシステムの構築、適性評価に係る定期検査の在り方を見直す必要性、特定秘密の漏えいのおそれがある事案が発覚した場合に速やかに審査会に報告する必要性等について質疑が行われた。

（６）これまでの調査を踏まえた締めくくりにあたる質疑

４月１６日には、上記（５）に引き続き、これまでの調査を踏まえ、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくりにあたる質疑を行った。

高市国務大臣に対しては、特定秘密保護法上の行政機関や指定権限を有する行政機関の範囲、特定秘密の指定期間の区切り方等について見直す必要性、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準見直しの在り方、特定秘密に係る業務について法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を徹底する必要性、防衛省における特定秘密漏えい事案を受けた政府全体としての再発防止策、特定秘密漏えい事案が発覚した場合に速やかに審査会に対し報告する必要性等について質疑が行われた。

内閣府独立公文書管理監に対しては、これまでに特定秘密の指定が解除された件数及び解除の理由の傾向、防衛省による特定行政文書ファイル等廃棄の妥当性、５年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれること、重要経済安保情報についての検証・監査の実施が予定されること等を見据えた情報保全監察室の体制強化の必要性等について質疑が行われた。

４．主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘がなされた。これらの指摘を踏まえ、本報告書では以下の５項目について政府に適切な対応を求めている。

年次報告書（令和６年６月）における「主な指摘事項」

- １．特定秘密保護法の施行から１０年の節目を迎えるに当たり、審査会における指摘も踏まえ、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。

扱わせていた事案である。陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案は、北部方面隊隷下の部隊指揮官が特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の情報を漏らした事案である。木原防衛大臣は、防衛省全体として類似の事案の有無について調査を行うとともに、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、情報保全体制の見直しに向けた検討を行うことなどを指示した。

2. 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止の4分野に限定している趣旨に鑑み、その範囲を実質的に拡大することのないよう、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況について説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。
3. 防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国の情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。
4. 防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するという審査会の任務に鑑み、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。
5. 内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、5年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。

5. おわりに

特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、審査会においては、これまでの特定秘密保護制度の運用において改善すべき点などについて様々な指摘がなされた。とりわけ、一昨年末に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に引き続き、新たに海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案が発覚したことに対し、厳しい指摘が相次いだ。

政府においては、新たに発覚した漏えい事案が防衛省のみならず政府全体の情報保全体制に対する信頼を損なう深刻な問題であると受け止めた上で、審査会での委員からの指摘及びそれらを受けて取りまとめられた本報告書の「主な指摘事項」を十全に踏まえ、特定秘密保護制度の適正な運用を徹底することが求められる。